

令 和 5 年

# 大 蔵 村 議 会 会 議 錄

第 3 回 臨 時 会 5 月 1 日 開 会  
5 月 1 日 閉 会

大 蔵 村 議 会

令和 5 年 5 月 1 日 (月曜日)

第 3 回大蔵村議会臨時会会議録  
(第 1 日目)

## 令和5年 第3回大蔵村議会臨時会会議録

令和5年5月1日（月曜日）

### 出席議員（10名）

1番	早坂民奈君	2番	伊藤貴之君
3番	須藤敏彦君	4番	佐藤勝君
5番	八鍬信一君	6番	加藤忠己君
7番	佐藤雅之君	8番	斎藤光雄君
9番	鈴木君徳君	10番	海藤邦夫君

### 欠席議員（なし）

### 説明のため出席した者の職氏名

村長	加藤正美君
副村長	安彦加一君
教育長	有馬眞裕君
総務課長	田部井英俊君
住民税務課長	中島輝美君
健康福祉課長	長南正寿君
産業振興課長	若槻寛君
地域整備課長	早坂健司君
会計管理者	鳴海由紀子君
診療所事務長	小野秀司君
危機管理室長	東谷英真君
デジタル推進室長	佐藤克也君
教育課長	羽賀明美君

### 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長補佐 岡部雅人君

---

議事日程 第1号

令和5年5月1日（月曜日） 午前9時00分 開議

議事日程 第1号

第 1 仮議席の指定

第 2 議長の選挙

---

議事日程 第1号の追加

第 1 議席の指定

第 2 会議録署名議員の指名

第 3 会期の決定

第 4 副議長の選挙

第 5 常任委員会委員の選任

第 6 議会運営委員会委員の選任

第 7 最上広域市町村圏事務組合議会議員の選挙

第 8 議第37号 専決処分の承認を求めるについて

大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定について

第 9 議第38号 専決処分の承認を求めるについて

大蔵村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

第10 議第39号 専決処分の承認を求めるについて

大蔵村国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の  
制定について

第11 議第40号 専決処分の承認を求めるについて

令和4年度大蔵村一般会計補正予算（第10号）

第12 議第41号 専決処分の承認を求めるについて

令和4年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

第13 議第42号 専決処分の承認を求めるについて

令和4年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）

第14 議第43号 専決処分の承認を求めるについて

令和4年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第

6号)

- 第15 議第44号 専決処分の承認を求めるについて  
令和4年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第5号）
- 第16 議第45号 専決処分の承認を求めるについて  
令和4年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 第17 議第46号 専決処分の承認を求めるについて  
令和4年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）
- 第18 議第47号 専決処分の承認を求めるについて  
令和4年度大蔵村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第19 議第48号 専決処分の承認を求めるについて  
令和5年度大蔵村一般会計補正予算（第1号）
- 第20 議第49号 専決処分の承認を求めるについて  
令和5年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第1号）
- 第21 議第50号 ロータリー除雪車（2. 2m級）の購入契約について
- 第22 議第51号 除雪ドーザ（14t級）の購入契約について
- 第23 議第52号 令和5年度大蔵村一般会計補正予算（第2号）

---

議事日程 第1号の追加2

- 第 1 議第53号 監査委員の選任に同意を求めるについて
- 第 2 総務文教常任委員会の閉会中の継続調査申出について
- 第 3 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査申出について
- 第 4 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査申出について
- 第 5 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について
- 

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時00分 開会

○事務局長補佐（岡部雅人君） 皆さん、おはようございます。

議会事務局局長補佐の岡部と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、大変お忙しい中、御出席をいただき誠にありがとうございます。

一般選挙後、最初の議会となりますので、まず初めに加藤村長より御挨拶をお願いしたいと思います。加藤村長、よろしくお願ひいたします。

○村長（加藤正美君） おはようございます。

本日ここに令和5年第3回大蔵村議会臨時会を招集いたしましたところ、議員皆様におかれましては、公私ともに御多忙の中を御出席賜りまして、誠にありがとうございます。

去る4月18日に告示されました村議会議員選挙におきまして、村民の皆様の力強い御支持と厚い信頼、そして、大きな期待を担われ、当選の栄に浴されましたこと、心からお祝いと喜びを申し上げます。

このたびの選挙で再選されました経験豊かな議員の皆様、そして、このたび初めて議員となられました皆様、それぞれの立場で考えもひとしおのことと存じます。今後の村政発展のため、御活躍を心から御期待申し上げます。

しかし、このたびの選挙においては、私も含め無投票での当選となり、村民の方々の民意を推しはかることができなかつたことを残念に思っているところであります。私自身、それだけ村民の方々に対する責任の重さというものを痛感しているところであります。

そして、今後の4年間、公約をして掲げた持続可能な安心安全な村づくりに全力で邁進する覚悟でございます。どうか議員皆様方の御理解と御協力を願い申し上げます。

さて、本臨時会は、議会議員の改選後、初の議会として、正副議長の選任をはじめとする村議会の構成を中心に行われる中、村税条例の専決処分の承認など、16議案について御審議いただくものでございます。

何とぞ慎重審議を賜りますようお願いを申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

今日は傍聴もいらっしゃいますので、いろんなことに対して議会のあるべき姿を皆様方に周知する必要があろうかと思います。よろしくお願ひをいたします。終わります。

○事務局長補佐（岡部雅人君） ありがとうございました。

続きまして、議員の自己紹介をお願いしたいと思います。

現在お座りいただいている議席の番号順に、1番の方からお願ひいたします。

○1番（早坂民奈君） おはようございます。3期目になりました早坂民奈です。どうぞよろし

- くお願いいいたします。
- 2番（伊藤貴之君） おはようございます。1期目の伊藤貴之です。初めてなので、よろしくお願いいします。
- 3番（須藤敏彦君） おはようございます。1期目の須藤です。よろしくお願いいします。いろんな面で頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいします。
- 4番（佐藤 勝君） おはようございます。5期目になります佐藤 勝です。今までどおり恒例にこだわらず頑張りますので、よろしくお願いいします。
- 5番（八鍬信一君） おはようございます。八鍬信一です。よろしくお願いいします。
- 6番（加藤忠己君） おはようございます。加藤忠己です。よろしくお願いいします。
- 7番（佐藤雅之君） おはようございます。佐藤雅之です。3期目になりますので、中堅として役割を果たせるように全力で頑張ります。よろしくお願いいします。
- 8番（斎藤光雄君） おはようございます。斎藤です。2期目を迎えるました。また今後ともよろしくお願いいいたします。
- 9番（鈴木君徳君） おはようございます。私もこのたび6期目を迎えてのことございます。今後とも4年間よろしくお願いいいたします。
- 10番（海藤邦夫君） おはようございます。今回で5期目を迎えるます海藤邦夫です。よろしくお願いいいたします。
- 事務局長補佐（岡部雅人君） ありがとうございました。  
次に、村執行部幹部職員の自己紹介をお願いいたします。  
まずは、加藤村長からよろしくお願いいいたします。
- 村長（加藤正美君） このたびの選挙で皆さんと同じく当選をしました大蔵村長の加藤でございます。村長として5期目ということでありますけれども、このことも申し上げました。何期目になっても初心忘れずで、一生懸命頑張ってまいりたいと思います。よろしくお願ひを申し上げます。
- 副村長（安彦加一君） おはようございます。副村長を仰せつかっております安彦でございます。よろしくお願いいいたします。
- 教育長（有馬眞裕君） おはようございます。教育長をあずからせていただいております有馬眞裕です。一つ一つ子供たちのために丁寧に頑張ってまいります。よろしく御指導お願ひいたします。
- 総務課長（田部井英俊君） 総務課長の田部井英俊と申します。よろしくお願いいいたします。

○危機管理室長（東谷英真君） 危機管理室長を拝命いたしました東谷英真です。よろしくお願ひいたします。

○教育課長（羽賀明美君） 4月より教育課長を拝命いたしました羽賀明美です。皆様に御指導いただきながら一生懸命頑張ってまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○デジタル推進室長（佐藤克也君） デジタル推進室長の佐藤と申します。このデジタル推進室は大蔵村で初めての部署でございます。これからデジタル時代に向けて、村民に分かりやすく便利なサービスの提供に努めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

○会計管理者（鳴海由紀子君） 会計管理者の鳴海です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○住民税務課長（中島輝美君） 住民税務課長の中島と申します。よろしくお願ひいたします。

○健康福祉課長（長南正寿君） 4月より健康福祉課長を務めさせていただきます長南正寿です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○産業振興課長（若槻 寛君） 産業振興課長の若槻です。この4月に地域整備課のほうから異動してまいりました。よろしくお願ひいたします。

○地域整備課長（早坂健司君） 4月1日より地域整備課長に拝命されました早坂健司です。よろしくお願ひいたします。

○診療所事務長（小野秀司君） 大蔵村診療所の小野と申します。よろしくお願ひします。

○事務局長補佐（岡部雅人君） ありがとうございました。

先ほど申し上げましたように、一般選挙後、最初の議会となりますので、議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時の議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、鈴木君徳議員が最年長となりますので、御紹介を申し上げます。鈴木君徳議員、議長席へお願ひいたします。

○臨時議長（鈴木君徳君） 改めまして、おはようございます。ただいま御紹介ありました鈴木君徳です。

地方自法第107条の規定により、年長の故をもちまして、臨時議長の職務を行います。どうぞよろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員数は10人です。

定足数に達しておりますので、令和5年第3回大蔵村議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

---

## 日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（鈴木君徳君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席を指定いたします。

---

## 日程第2 議長の選挙

○臨時議長（鈴木君徳君） 日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことになりました。

お諮りいたします。

指名の方法については、臨時議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、臨時議長が指名することに決定いたしました。

議長に海藤邦夫君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました海藤邦夫君を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました海藤邦夫君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました海藤邦夫君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定に基づき、議長に当選されたことを告知いたします。

海藤邦夫君、議長当選承諾及び就任の挨拶を議長席にてお願ひいたします。

これをもって臨時議長の職務を終わらせていただきます。御協力ありがとうございました。

[海藤邦夫議長、議長席に着く]

○議長（海藤邦夫君） ただいま議長に指名されました海藤邦夫です。

何分不慣れなのですが、ひとつよろしくお願ひいたします。私、4期16年の経験を生かしまして、これから議長の要職を一生懸命やらせていただきますので、皆さんの御協力のほどよろしくお願ひいたします。

また、4期16年の中でよく議会改革、議会改革と言われてきましたが、どうしたら議会改革が進むか、また、どういう議会改革なのかということはなかなか目に見えていませんでした。その議会改革も、今後これから私も真剣になって皆さんと共に考えていくたいと思います。

少子高齢化の中で本当に3,000人を切る中で、よく住民からこんな話がございます。10人でいいとか、それとも減らさなければとか、そういうふうな意見も確かにありますけれども、皆さんの意見を取り上げて、これからも議会改革の一端を担っていきたいと思いますので、ひとつよろしくお願ひいたします。今日はどうも御苦労さまでございます。

---

○議長（海藤邦夫君） それでは、引き続き会議を続けます。

日程の追加についてお諮りいたします。

既に配付しております議事日程を本日の追加にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本日の日程に追加することに決定いたしました。

これから議事は、追加した議事日程により進めたいと思います。

---

#### 追加日程第1 議席の指定

○議長（海藤邦夫君） 追加日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、ただいま着席のとおり指定します。

---

#### 追加日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（海藤邦夫君） 追加日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番早坂民奈議員、2番伊藤貴之議員の両名を指名いたします。

---

### 追加日程第3 会期の決定

○議長（海藤邦夫君） 追加日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会は本日1日に決定いたしました。

---

### 追加日程第4 副議長の選挙

○議長（海藤邦夫君） 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

副議長には加藤忠己君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名しました加藤忠己君を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました加藤忠己君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました加藤忠己君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

加藤忠己君、自席にて当選承諾及び御挨拶をお願いします。

○副議長（加藤忠己君） ただいま副議長に指名されました加藤忠己です。

副議長の職務を遂行し、議長の補佐役として、議会の公正かつ円滑な運営に心がけて努力してまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

---

#### 追加日程第5 常任委員会委員の選任

○議長（海藤邦夫君） 追加日程第5、常任委員会委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が指名します。

最初に、総務文教常任委員会委員には、佐藤雅之君、八鍬信一君、鈴木君徳君、伊藤貴之君、私、海藤邦夫の5名を指名します。

次に、産業建設常任委員会委員には、佐藤 勝君、斎藤光雄君、加藤忠己君、早坂民奈君、須藤敏彦君の5名を指名します。

最後に、議会広報常任委員会委員には、早坂民奈君、斎藤光雄君、須藤敏彦君、伊藤貴之君の4名を指名します。

以上、3つの常任委員会委員を指名いたしましたが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、常任委員会委員の選任は、ただいま指名したとおり決定いたしました。

ここで、常任委員会正副委員長の互選のため、各常任委員会を開催いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時22分 休憩

---

午前9時25分 再開

○議長（海藤邦夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

各常任委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告をお願いします。

初めに、総務文教常任委員会の佐藤雅之君よりお願いします。

○7番（佐藤雅之君） それでは、報告します。

先ほど総務文教常任委員会を開きました。互選の結果、委員長には私、佐藤雅之、副委員長には八鍬信一議員が互選されましたので報告いたします。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 次に、産業建設常任委員会の佐藤 勝君よりお願いします。

○ 4 番 (佐藤 勝君) 産業建設常任委員会から報告いたします。

先ほど委員会を開きまして、互選の結果、委員長には私、佐藤 勝、副委員長には斎藤光雄議員が互選されましたので報告いたします。よろしくお願ひします。

○議長 (海藤邦夫君) 次に、議会広報常任委員会の早坂民奈君よりお願ひします。

○ 1 番 (早坂民奈君) 議会広報常任委員会から報告いたします。

互選の結果、委員長には私、早坂民奈、副委員長には斎藤光雄議員が互選されましたので報告いたします。

○議長 (海藤邦夫君) 以上で、常任委員会委員長及び副委員長の互選の報告を終わります。

---

#### 追加日程第6 議会運営委員会委員の選任

○議長 (海藤邦夫君) 追加日程第6、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が指名します。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員には、八鍬信一君、佐藤 勝君、佐藤雅之君、斎藤光雄君の4名を指名いたします。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 (海藤邦夫君) 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員の選任は、ただいま指名したとおり決定いたしました。

ここで、議会運営委員会正副委員長の互選のため、議会運営委員会を開催いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時29分 休憩

---

#### 午前9時30分 再開

○議長 (海藤邦夫君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

議会運営委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告を八鍬信一君よりお願ひいたします。

○ 5 番 (八鍬信一君) 議会運営委員会から報告いたします。

互選の結果、委員長には私、八鍬信一、副委員長には佐藤 勝議員が互選されましたので報告いたします。

告いたします。

○議長（海藤邦夫君） 以上で、議会運営委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告を終わります。

---

#### 追加日程第7 最上広域市町村圏事務組合議会議員の選挙

○議長（海藤邦夫君） 追加日程第7、最上広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことになりました。

お諮りいたします。

指名推選の方法については、議長が指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。最上広域市町村圏事務組合議会の議員には、斎藤光雄君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名しました斎藤光雄君を最上広域市町村圏事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名した斎藤光雄君が最上広域市町村圏事務組合議会の議員に当選されました。

ただいま最上広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました斎藤光雄君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

斎藤光雄君、自席にて当選承諾及び挨拶をお願いします。

○8番（斎藤光雄君） 誠にどうもありがとうございました。

引き続き2年間、村民の負託を受けた私としまして、村と広域議会のパイプ役となり、一生懸命また頑張りたいと思います。よろしくお願ひいたします。

- 
- 
- 追加日程第8 議第37号 専決処分の承認を求めるについて  
大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議長（海藤邦夫君） 追加日程第8、議第37号専決処分の承認を求めるについて 大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
- 提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。
- 村長（加藤正美君） それでは、議案の提案理由を申し上げます。
- 議第37号専決処分の承認を求めるについて 大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定について。
- この議案は、地方税法の一部改正により、大蔵村税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法の規定により、専決処分したものでございます。
- 詳しい内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。
- 議長（海藤邦夫君） 中島住民税務課長より議案の詳細説明を求めます。中島課長。
- 住民税務課長（中島輝美君） 議第37号専決処分の承認を求めるについて。
- 地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

#### 記

大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定について  
令和5年5月1日提出

大蔵村長 加藤正美

次を御覧ください。

#### 専第1号

大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定について  
大蔵村税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村税条例の一部を改正する条例。

大蔵村税条例（昭和47年条例第1号）の一部を次のように改正する。  
改正内容につきましては、別添の概要資料を御覧ください。  
2番の今回の主な改正の内容につきましては、1番のまず個人の村民税につきましては、ア、扶養親族等申告書の記載事項の簡素化、こちらは第28条の2の部分で、令和7年1月1日施行

です。給与所得者の扶養親族等申告書について、記載すべき事項が前年の申告内容と異動がない場合には、その異動がない旨の記載によることができることとする改正です。

イ、森林環境税の導入に伴う徴収方法等の規定の整備です。こちらは第24条の3、第31条、第33条、第36条、第43条、第43条の2、第43条の6の部分になり、令和6年1月1日施行です。こちらは森林環境税の導入（令和6年度賦課開始）に伴い、納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税額を追加し、個人の村民税及び県民税に併せて国税である森林環境税を賦課・徴収する規定を新たに設けるものです。

ウ、公的年金等受給者の扶養親族申告書の改正に伴う規定の整備、こちらは第28条の3の部分で、令和6年1月1日施行です。年齢30歳以上70歳未満の国内居住親族は、原則として扶養控除の対象から除外とする改正です。

次に、軽自動車税につきまして、ア、自動車メーカー等の不正行為に関する再発防止策の強化で、こちらは附則第12条の2の2、附則第13条の2の部分で、令和6年1月1日施行です。自動車メーカー等の不正行為に起因し、軽自動車税環境性能割・種別割の納付不足額が生じた場合における、当該自動車メーカー等が納付すべき納付不足額を徴収する際に加算する割合を10%から35%に引き上げる改正です。

イ、三輪の特定小型原動機付自転車の種別割区分の見直しで、こちらは第87条の部分になり、令和5年7月1日施行です。こちらのほうは、電動キックボード等の種別割税額を2,000円とし、令和6年度より適用するものです。

ウ、軽自動車税種別割に係るグリーン化特例の適用期限の延長で、こちらは附則第13条の部分で、令和5年4月1日施行です。現在も実施しているグリーン化特例の延長を行うものです。それでは、議案の最後のページをお開きください。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

令和5年3月31日

大蔵村長 加 藤 正 美

以上、御審議の上、御承認くださいますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

追加日程第9 議第38号 専決処分の承認を求めるについて

大蔵村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定  
について

○議長（海藤邦夫君） 追加日程第9、議第38号専決処分の承認を求めるについて 大蔵村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第38号専決処分の承認を求めるについて 大蔵村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、地方税法の一部改正により、大蔵村国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法の規定により、専決処分をしたものでございます。

詳しい内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 中島住民税務課長より議案の詳細説明を求めます。中島住民税務課長。

○住民税務課長（中島輝美君） 議第38号専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

大蔵村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

令和5年5月1日提出

大蔵村長 加藤正美

次を御覧ください。

専第2号

大蔵村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

大蔵村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

大蔵村国民健康保険税条例（昭和41年条例第12号）の一部を次のように改正する。

こちらも別添の概要資料を御覧ください。

2番の主な改正の内容につきまして、1つ目が課税限度額の引上げ、こちらは第3条、第9条第1項の部分となります。後期高齢者支援金等課税限度額を20万円から2万円引き上げ22万円とする改正です。

2番の軽減判定所得の拡充、こちらは第9条第2項及び第3項になります。被保険者の合計所得が一定額以下の世帯における保険税の負担軽減を図るため、応益割（均等割・平等割）を軽減する制度について、軽減判定所得の基となる所得判定基準額を引き上げる改正になります。

5割軽減の基準については28万5,000円から29万円に、2割軽減の基準については52万円から53万5,000円に引き上げるものです。

3番、雇用保険受給資格通知開始に伴う規定の整備、こちらは第24条の2第2項の部分になります。特例対象被保険者等の届出に当たり、「雇用保険受給資格者証」の提示により対象の確認を行っていましたが、雇用保険法施行規則の一部改正により、同様の内容を記載した「雇用保険受給資格通知」が公共職業安定所から発行されることとなったことに伴い、提示書類として明記する改正になります。

議案の2ページに、附則を御覧ください。

#### 附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の大蔵村国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

令和5年5月31日

大蔵村長 加 藤 正 美

以上、御審議の上、御承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。7番佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） まず、後期高齢者の支援金部分なんですが、20万円から25万円に上がったことによって、例えば大蔵村であれば何人ぐらいの方が該当するんでしょうか。

○議長（海藤邦夫君） 中島住民税務課長。

○住民税務課長（中島輝美君） 令和4年度については2世帯の方が該当しました。令和5年度についてはこれから賦課する形になるんですが、今現在、保険税率が低い状態になっておりますので、影響があるとしても数世帯かなというふうに考えております。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 7番佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） 次は、5割軽減のところと2割軽減なんですが、法律が変わったのかもしれませんけれども、軽減される所得が若干ですが上がっているわけですが、これを上げた理由はどういうことでしょうか。

○議長（海藤邦夫君） 中島税務課長。

○住民税務課長（中島輝美君） 昨今の物価が上がっているところもありまして、そちらの経済動向を踏まえた改正によるものです。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

追加日程第10 議第39号 専決処分の承認を求めるについて

大蔵村国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部  
を改正する条例の制定について

○議長（海藤邦夫君） 追加日程第10、議第39号専決処分の承認を求めるについて 大蔵村国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。  
提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第39号専決処分の承認を求めるについて 大蔵村国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関

する特例の適用期限を延長するため、大蔵村国民健康保健条例の一部を改正する条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法の規定により、専決処分をしたものでございます。

詳しい内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 中島住民税務課長。説明が終わったので、詳細の説明をお願いします。

○住民税務課長（中島輝美君） 議第39号専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

#### 記

大蔵村国民健康保険条例の一部を改正する条例一部を改正する条例の制定について

令和5年5月1日提出

大蔵村長 加藤正美

次を御覧ください。

#### 専第3号

大蔵村国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

大蔵村国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例。

大蔵村国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和2年条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則中「令和5年3月31日」を「令和5年5月7日」に改める。

#### 附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

令和5年3月31日

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

追加日程第11 議第40号 専決処分の承認を求めるについて

令和4年度大蔵村一般会計補正予算（第10号）

○議長（海藤邦夫君） 追加日程第11、議第40号専決処分の承認を求めるについて 令和4年度大蔵村一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第40号専決処分の承認を求めるについて 令和4年度大蔵村一般会計補正予算（第10号）。

この議案は、一般会計歳入歳出予算の総額から4,300万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ42億4,220万円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 岁入歳出予算補正」に、債務負担行為につきましては、「第2表 債務負担行為補正」に、地方債につきましては、「第3表 地方債補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、各担当課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 各担当課長より議案の詳細説明を求めます。田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） [以下、各担当課長より議案の詳細説明]

議第40号専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

令和4年度大蔵村一般会計補正予算（第10号）

令和5年5月1日提出

大蔵村長 加藤正美

令和4年度の予算書の2ページをお開きください。

専第4号

令和4年度大蔵村一般会計補正予算（第10号）

令和4年度大蔵村の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,300万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億4,220万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の廃止は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

令和5年3月31日

大蔵村長 加藤正美

それでは、7ページをお開きください。

第2表 債務負担行為補正でございます。

事項、重粒子線がん治療費利子補給令和4年度分、期間、令和5年度から令和11年度まで、限度額40万5,000円を廃止するものでございます。

8ページをお開きください。

第3表 地方債の変更でございます。

起債の目的、災害復旧事業債、補正前の限度額1,310万円、補正後の限度額1,170万円。

辺地対策事業債、補正前の限度額5,870万円、補正後の限度額5,620万円。

過疎対策事業債、補正前の限度額が2億5,830万円でございます。補正後の限度額2億5,660万円になります。

合計、補正前の限度額3億7,270万円、補正後の限度額3億6,710万円。

起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

それでは、12ページをお開きください。

歳入でございます。

1款村税1項村民税1目個人250万4,000円。2目法人270万円。

2項1目固定資産税820万円。

3 項軽自動車税 1 目環境性能割49万円。 2 目種別割1, 000円の減。

4 項 1 目村たばこ税 3 万4, 000円の減。

5 項 1 目入湯税170万円。

2 款地方譲与税 1 項 1 目地方揮発油譲与税171万3, 000円。

2 項 1 目自動車重量譲与税408万1, 000円。

3 項 1 目森林環境譲与税57万2, 000円の減。

3 款 1 項 1 目利子割交付金10万5, 000円の減。

4 款 1 項、次のページをお開きください。 1 目配当割交付金43万1, 000円。

5 款 1 項 1 目株式等譲渡所得割交付金 8 万3, 000円。

6 款 1 項 1 目法人事業税交付金143万6, 000円。

7 款 1 項 1 目地方消費税交付金1, 211万8, 000円。

8 款 1 項 1 目環境性能割交付金64万5, 000円。

9 款地方特例交付金 2 項 1 目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金 8 万9, 000円。

10款 1 項 1 目地方交付税 2 億1, 997万1, 000円。

11款 1 項 1 目交通安全対策特別交付金17万5, 000円。

次のページをお開きください。

12款分担金及び負担金 2 項負担金 1 目総務費負担金26万1, 000円の減。 2 目民生費負担金70万7, 000円の減。

13款使用料及び手数料 1 項使用料 1 目総務使用料117万1, 000円。 4 目商工使用料8, 000円の減。 6 目教育使用料 5 万9, 000円の減。

2 項手数料 2 目衛生手数料5, 000円の減。

14款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目民生費国庫負担金474万8, 000円。 2 目衛生費国庫負担金 9 万8, 000円の減。

次のページをお開きください。

2 項国庫補助金 1 目総務費国庫補助金22万3, 000円の減。 2 目民生費国庫補助金 7 万1, 000円の減。 3 目衛生費国庫補助金491万3, 000円の減。 4 目土木費国庫補助金3, 344万1, 000円。 6 目農林水産業費国庫補助金1, 000円。

3 項委託金 1 目総務費委託金7, 000円の減。 2 目民生費委託金6, 000円の減。

15款県支出金 1 項県負担金 1 目民生費県負担金143万3, 000円。

2 項県補助金 1 目総務費県補助金137万4,000円の減。 2 目民生費県補助金102万3,000円の減。  
次のページをお開きください。 3 目衛生費県補助金55万6,000円の減。 4 目農林水産業費県補助金595万9,000円の減。 5 目商工費県補助金 7 万5,000円の減。 6 目土木費県補助金89万2,000円の減。 7 目教育費県補助金11万1,000円の減。

3 項委託金 1 目総務費委託金38万8,000万円の減。

次のページをお開きください。

16款財産収入 1 項財産運用収入 2 目利子及び配当金3,000円の減。

17款 1 項寄附金 1 目一般寄附金1,250万円の減。

18款繰入金 1 項基金繰入金 1 目財政調整基金繰入金 2 億773万7,000円の減。 2 目減債基金繰入金8,000万円の減。 3 目ふるさと活性化事業基金繰入金584万8,000円の減。 4 目ふるさと大蔵村応援基金繰入金1,250万円の減。

20款諸収入 4 項 5 目雑入150万6,000円。

次のページをお開きください。

21款 1 項村債 1 目総務債130万円の減。 2 目民生債400万円。 3 目衛生債60万円の減。 4 目農林水産業債30万円。 5 目商工債40万円。 6 目土木債690万円の減。 8 目教育債10万円の減。 9 目災害復旧債140万円の減。

次のページをお開きください。

### 3 歳出

1 款 1 項 1 目議会費139万1,000円の減。

2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費636万3,000円の減。 3 目財政管理費 1 億5,750万円。 5 目財産管理費639万7,000円の減。 6 目企画費894万6,000円の減でございます。次のページをお開きください。 8 目地域振興費1,190万9,000円の減。 9 目情報システム費473万8,000円の減。 10 目村営バス事業費1,131万8,000円の減。 12 目諸費40万2,000円の減。

次のページをお開きください。

2 項徴税費 2 目賦課徴収費98万9,000円の減。

3 項 1 目戸籍住民基本台帳費104万9,000円の減。

5 項 2 目統計調査費、こちらについては財源内訳の変更でございます。

6 項 1 目監査委員費12万7,000円の減。

次のページをお開きください。

3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費347万1,000円の減。 3 目老人福祉費1,117万

2,000円の減。4目障害福祉費771万9,000円の減。5目国民健康保険費193万5,000円の減。6目福祉医療費272万円の減。次のページをお願いいたします。7目後期高齢者医療費113万円の減。

2項児童福祉費 1目児童福祉総務費77万2,000円の減。2目児童福祉施設費706万2,000円の減。次のページをお願いいたします。3目児童措置費35万5,000円の減。

4款衛生費 1項保健衛生費 1目保健衛生総務費712万2,000円の減。2目成人老人保健事業費400万円の減。3目母子保健事業費132万7,000円の減。4目予防費2,399万5,000円の減。次のページをお願いいたします。5目健康づくり推進費14万8,000円の減。7目浄化槽費47万4,000円。

2項清掃費 1目清掃総務費154万3,000円の減。

3項 1目簡易水道費815万2,000円の減。

次のページをお開きください。

5款労働費 1項労働諸費 1目労働費41万4,000円の減。

6款農林水産業費 1項農業費 1目農業委員会費10万円の減。3目農業振興費1,254万7,000円減。4目水田農業経営確立対策事業費90万9,000円の減。5目畜産費6,000円の減。6目農地費56万8,000円の減。

次のページをお開きください。

2項林業費 1目林業総務費154万1,000円の減。

3項水産業費 1目水産業振興費、こちらは財源内訳の変更となります。

7款 1項商工費 2目商工振興費24万9,000円の減。3目観光費322万3,000円の減。次のページをお開きください。4目スキー場管理費14万円の減。

2項 1目地域活性化促進費65万円の減。

8款土木費 1項土木管理費 1目土木総務費821万3,000円の減。

次のページをお開きください。

2項道路橋りょう費 1目道路橋りょう総務費124万1,000円の減。2目道路維持費353万5,000円。3目道路新設改良費277万円の減。

5項下水道費 1目特定環境保全公共下水道費576万2,000円の減。

次のページをお開きください。

6項住宅費 1目住宅管理費138万9,000円の減。

9款 1項消防費 1目非常備消防費254万2,000円の減。2目消防施設費82万6,000円の減。3

目水防費 6 万4,000円の減。 4 目危機管理費120万1,000円の減。次のページをお開きください。

5 目防災無線管理費229万2,000円の減。

10款教育費 1 項教育総務費 1 目教育委員会費11万円の減。 2 目事務局費343万1,000円の減。

次のページをお開きください。 3 目スクールバス運行管理費135万4,000円の減。

2 項小学校費 1 目学校管理費464万8,000円の減。次のページをお開きください。 2 目学校教育費102万4,000円の減。 5 目学校給食費61万8,000円の減。

3 項中学校費 1 目学校管理費424万円の減。 2 目学校教育費51万1,000円の減。次のページをお開きください。 5 目学校給食費22万6,000円の減。

4 項社会教育費 1 目社会教育総務費93万円の減。 2 目公民館費146万円の減。 3 目生涯学習センター管理費111万6,000円の減。 4 目生涯教育推進費81万3,000円の減。次のページをお開きください。 5 目芸術文化振興費 7 万円の減。 6 目文化財保護費52万円の減。

5 項保健体育費 1 目保健体育総務費149万1,000円の減。 3 目運動公園管理費77万5,000円の減。

11款災害復旧費 1 項農林水産業施設災害復旧費 1 目耕地災害復旧費187万9,000円の減。次のページをお開きください。 2 目林業災害復旧費100万円の減。

2 項 1 目公共土木施設災害復旧費159万8,000円の減。

12款 1 項公債費 1 目元金については、財源内訳の変更となります。 2 目利子379万6,000円の減。

以上、御審議の上、御承認くださるようお願い申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。 4 番佐藤 勝君。

○4 番（佐藤 勝君） 2つ質問しますので、22ページから行きます。

ふるさと納税関係なんですけれども、一般寄附金が1,250万円の減で、応援繰入金も1,250万円の減、これはふるさと納税が少なくなったからという解釈でいいですか。

○議長（海藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） お見込みのとおりでございます。

○議長（海藤邦夫君） 4 番佐藤 勝君。

○4 番（佐藤 勝君） それから、12ページの村税のほうなんですけれども、補正が1,555万9,000円の増になっていますけれども、これは確定申告終わった時点でのぐらい余計税収があったということでいいですか。

○議長（海藤邦夫君） 中島住民税務課長。

○住民税務課長（中島輝美君） こちらのほうは、まず、全体的なことになるんですけども、高額な差押えを行ったということが一点と、あと納税相談によりちょっと分納の額を増やしてもらったりした経過がありましたので、一応増えております。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 4番佐藤 勝君。

○4番（佐藤 勝君） 今、高額な差押えがあったというんですけども、それは大まかにどういう例ですか。

○議長（海藤邦夫君） 中島税務課長。

○住民税務課長（中島輝美君） 滞納があった場合は財産調査を行いまして、その場合、財産がかった場合は差押えを行うことになっておりますので、それを執行しました。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 7番佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） 同じく12ページなんですが、入湯税ですね。まだまだお客様は少ないんですが、でもやはり以前よりは少しずつ回復してきているのかなと思います。最終的には737万8,000円ということですが、やっぱり2月、3月だとか、そういった時期が増えているんでしょうか。この170万円というのは、いつもの予算よりも増えた状況なんでしょうか。

○議長（海藤邦夫君） 中島住民税務課長。

○住民税務課長（中島輝美君） 予算については、前年度、前々年度を参考に組み立てるんですけども、4年度につきましては、当初より昨年度より大きい状況が続きました。また、2月について、いつも2月は落ち込む月なんですが、前の年に比べるとそれほど落ち込みず、前年度の2月よりも140%ぐらい増えていた形でした。

以上となります。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） 3月議会でもちょっと同じような話ししたんですが、宿泊は割と順調に伸びてきていると。日帰りのほうはその後、どうだったんでしょうか。

○議長（海藤邦夫君） 中島税務課長。

○住民税務課長（中島輝美君） 日帰りのほうはまだまだちょっと伸び切っていない状況が続いております。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 7番佐藤雅之君。

○ 7番（佐藤雅之君） 税務の関係でなかなか分析まではいかないと思うんですが、日帰りがなかなか伸びない理由はどのように考えているでしょうか。

○議長（海藤邦夫君） 中島税務課長。

○住民税務課長（中島輝美君） 宿泊については、様々な支援があつたためかなというふうに考えております。それで、伸び率が高かったのかなというふうに考えております。なかなか日帰りまではそこまでの支援ができていませんので、そこら辺で伸びていないのかなと考えております。（「はい、分かりました」の声あり）

○議長（海藤邦夫君） 6番加藤忠己君。

○ 6番（加藤忠己君） 27ページの総務費のほうの集落支援員報酬、この集落支援員報酬というのはちょっと理解していないんだけれども、何か冬期間の見回りとかそういうのをやる人ですか。集落はどこで何人ぐらいの人がいらっしゃるんですか。

○議長（海藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） 集落支援員報酬につきましては、以前、職員として1人、役場のほうに配置しておった方を今年度ちょっと置けなかつたというふうなことでございます。以上です。

○議長（海藤邦夫君） 6番加藤忠己君。

○ 6番（加藤忠己君） 1人ということは、その方がずっと集落を回って、何かそういうことをやっていたんですか。何か民生委員みたいな感じとはまた違うんですか。

○議長（海藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） 集落支援員につきましては、地区に置くとかそういうことではなく、棚田のほうの支援とか、そういうことをやっておったというふうに認識しております。

○議長（海藤邦夫君） 6番加藤忠己君。

○ 6番（加藤忠己君） 分かりました。すみません、置かなくなった理由は何ですか。

○議長（海藤邦夫君） 副村長。

○副村長（安彦加一君） 私のほうから、すみませんけれども、お答えをさせていただきます。集落支援員というのは特別交付税の対象になっておりまして、そういう形で集落の活性化のためにいろんなことを集落に入ってお手伝いするということで、国のほうで認めているものでございます。それで、大蔵村としては、棚田の振興ということで以前置いておったんすけれども、その方がどうしてもお辞めになるということで、棚田サミットも大体終わりましたので、そういうことでお辞めになったということで、今回こういった形で減額になってございま

す。

村としては特別交付税に算入になるものですから、いろんな形で置きたいところなんですがれども、なかなかそういったことで応募してくれる方がいないということで、今のところそういった形で地域おこし協力隊と共に募集はしているんですけども、なかなか集まらないというのが現状でございます。

以上でございます。（「はい、分かりました」の声あり）

○議長（海藤邦夫君） そのほかありませんか。（「なし」の声あり） 質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり） 討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

ここで休憩します。

再開は10時30分といたします。

午前10時19分 休憩

---

午前10時30分 再開

○議長（海藤邦夫君） 休憩を解き、引き続き会議を続けます。

---

追加日程第12 議第41号 専決処分の承認を求めるについて

令和4年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（海藤邦夫君） 追加日程第12、議第41号専決処分の承認を求めるについて 令和4年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第41号専決処分の承認を求めるについて 令和4年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

この議案は、国民健康保険特別会計歳入歳出予算の総額から601万3,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,971万2,000円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 岁入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 中島住民税務課長より詳細説明を求めます。

○住民税務課長（中島輝美君） 議第41号専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

令和4年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和5年5月1日提出

大蔵村長 加藤正美

補正予算書の64ページをお開きください。

専第5号

令和4年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和4年度大蔵村の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ601万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,971万2,000円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

令和5年3月31日

大蔵村長 加藤正美

70ページをお開きください。

2 岁入

1款1項国民健康保険税1目一般被保険者国民健康保険税84万4,000円。

2款使用料及び手数料1項手数料1目督促手数料5,000円の減。

4款県支出金1項県補助金1目保険給付費等交付金447万8,000円の減。

6款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金193万5,000円の減。

8 款諸収入43万9,000円の減。

次のページをお開きください。

1 項延滞金、加算金及び過料 1 目延滞金 8 万5,000円の減。

2 項 1 目貸付金元利収入30万円の減。

3 項雑入 5 目健診手数料 5 万4,000円の減。

次のページをお開きください。

3 歳出

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費79万円の減。

2 項徴稅費 1 目賦課徴収費 3 万円の減。

3 款保険給付費 1 項療養諸費 1 目一般被保険者療養給付費233万9,000円の減。 3 目一般被保険者療養費70万円の減。 5 目審査支払手数料10万円の減。

次のページをお開きください。

4 項出産育児諸費 1 目出産育児一時金168万円の減。

3 款国民健康保険事業費納付金 1 項医療給付費分 1 目一般被保険者医療給付費分、こちらは財源内訳の変更です。

6 款保健事業費 1 項 1 目特定健康診査等事業費 7 万4,000円の減。

9 款諸支出金 2 項貸付金 1 目高額療養費等貸付金30万円の減。

以上、御審議の上、御承認くださいますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。1番早坂民奈君。

○1番（早坂民奈君） 76ページの出産一時金で、これは168万円か、減になっていますが、今年度の出生は何名ですか。

○議長（海藤邦夫君） 中島住民税務課長。

○住民税務課長（中島輝美君） 国民健康保険税の分についてはゼロ人でした。（「はい、分かりました」の声あり）

○議長（海藤邦夫君） 7番佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） 71ページの国保税の滞納繰越として新たに201万8,000円だとかというふうになっていますが、これは滞納繰越を徴収できる見込みが立ったということでしょうか。

○議長（海藤邦夫君） 中島住民課長。

○住民税務課長（中島輝美君） 納税相談等により、毎月きちんと納めていただく方が増えたために、このように増額の補正予算にしたところでございます。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） 納税相談等々の成果だと思うんですが、そういう中で、どうしたらば滞納をなくすかということで、ヒントになるようなことが納税者から聞かれたりしましたかね。それぞれ様々あるんでしょうけれども、人によって状況は違うんでしょうけれども、何か特徴的なもののはありますか。

○議長（海藤邦夫君） 中島住民税務課長。

○住民税務課長（中島輝美君） まず、その人の収入が入る日というのを聞き出しまして、そのときには必ず持ってくるような形で約束をつけるということをしております。あと、特徴的なところでいいますと、そうですね、とにかく毎月来ていただくということを強く電話等でお願いしております。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。  
これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

追加日程第13 議第42号 専決処分の承認を求めるについて

令和4年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）

○議長（海藤邦夫君） 追加日程第13、議第42号専決処分の承認を求めるについて 令和4年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第42号専決処分の承認を求めるについて 令和4年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）。

この議案は、簡易水道事業特別会計歳入歳出予算の総額から723万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,643万5,000円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」に、地方債につきましては、

「第2表 地方債補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 早坂地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。

○地域整備課長（早坂健司君） 議第42号専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

令和4年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）

令和5年5月1日提出

大蔵村長 加藤正美

補正予算書の80ページをお開きください。

専第6号

令和4年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）

令和4年度大蔵村の簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ723万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,643万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

令和5年3月31日

大蔵村長 加藤正美

83ページをお開きください。

第2表 地方債補正。変更になります。

起債の目的、公営企業会計適用債、補正前の限度額180万円、補正後の限度額130万円。

合計、補正前の限度額1,650万円、補正後の限度額1,600万円。

起債の方法、利率、償還の方法は変更ありません。

88ページをお開きください。

## 2 歳入

1 款使用料及び手数料 1 項使用料 1 目水道使用料75万円。

2 項 1 目手数料 6 万2,000円。

2 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金754万2,000円の減。

5 款 1 項村債 1 目水道債50万円の減。

次のページをお開きください。

## 3 歳出

1 款 1 項水道事業経営総務費 1 目水道管理費710万円の減。

2 款 1 項公債費 2 目利子13万円の減。

以上、御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。4番佐藤 勝君。

○4番（佐藤 勝君） 88ページ、水道の使用料の件なんですけれども、これは各水道、藤田沢水道とか、四ヶ村水道とかいろいろあると思うんですけども、これは全村、皆統一ですか。

それから、前にも聞いたことあるんですけども、料金の基本となる水道の1立方メートル当たりの単価、忘れましたので教えてください。

○議長（海藤邦夫君） 早坂地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） 水道の種類につきましては、各簡易水道ごと統一となっております。1立方当たり154円ということになっております。（「ありがとうございました」の声あり）

○議長（海藤邦夫君） そのほかありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

追加日程第14 議第43号 専決処分の承認を求めるについて

令和4年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会

## 計補正予算（第6号）

○議長（海藤邦夫君） 追加日程第14、議第43号専決処分の承認を求めるについて 令和4年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第43号専決処分の承認を求めるについて 令和4年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）。

この議案は、特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出予算の総額から3,757万9,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,533万6,000円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 岁入歳出予算補正」に、地方債につきましては、「第2表 地方債補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 早坂地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。早坂地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） 議第43号専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

### 記

令和4年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）

令和5年5月1日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

補正予算書の94ページをお開きください。

専第7号

令和4年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）

令和4年度大蔵村の特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,757万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,533万6,000円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

令和5年3月31日

大蔵村長 加藤正美

97ページをお開きください。

第2表 地方債補正。変更になります。

起債の目的、下水道事業債、補正前の限度額1,500万円、補正後の限度額780万円。

辺地対策事業債、補正前の限度額1,500万円、補正後の限度額770万円。

公営企業会計適用債、補正前の限度額2,110万円、補正後の限度額1,800万円。

合計、補正前の限度額5,840万円、補正後の限度額4,080万円。

起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

102ページをお開きください。

2 歳入

1款分担金及び負担金 1項分担金 1目下水道事業分担金 8万5,000円。

2款使用料及び手数料 1項使用料 1目下水道使用料 3万8,000円。

2項 1目手数料 4万円。

3款国庫支出金 1項国庫補助金 1目下水道事業国庫補助金1,449万円の減。

4款繰入金 1項 1目一般会計繰入金565万2,000円の減。

7款 1項村債 1目下水道事業債1,760万円の減。

次のページをお開きください。

3 歳出

1款 1項公共下水道事業経営総務費 1目下水道管理費859万9,000円の減。

2項 1目公共下水道事業費2,898万円の減。

以上、御審議の上、御承認くださいますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。5番八鍬信一君。

○5番（八鍬信一君） 103ページです。1節の下水道事業費補助金、この金額なんですか  
も、減額の理由を御説明お願いします。

○議長（海藤邦夫君） 早坂地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） 社会資本整備総合交付金でよろしいでしょうか。（「はい」）

こちらのほうですけれども、肘折の下水処理場の耐震化工事のほうが完成しまして、事業費が確定しております。それによりまして補助率が決まっておりますので、それに伴いの減額というふうになっております。

以上です。（「はい、分かりました」の声あり）

○議長（海藤邦夫君） そのほか。（「同じです」の声あり） 分かりました。ほかにありませんか。（「なし」の声あり） 質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり） 討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

#### 追加日程第15 議第44号 専決処分の承認を求めるについて

令和4年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第5号）

○議長（海藤邦夫君） 追加日程第15、議第44号専決処分の承認を求めるについて 令和4年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第44号専決処分の承認を求めるについて 令和4年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第5号）。

この議案は、へき地診療所特別会計歳入歳出予算の総額から270万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,073万9,000円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 岁入歳出予算補正」に、地方債につきましては、「第2表 地方債補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、診療所事務長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 小野診療所事務長より議案の詳細説明を求めます。小野診療所事務長。

○診療所事務長（小野秀司君） 議第44号専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

令和4年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第5号）

令和5年5月1日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

令和4年度の補正予算書の108ページを御覧ください。

専第8号

令和4年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第5号）

令和4年度大蔵村のへき地診療所特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ270万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,073万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

令和5年3月31日

大蔵村長 加 藤 正 美

111ページを御覧ください。

第2表 地方債補正。変更であります。

起債の目的、過疎対策事業債、補正前の限度額50万円、補正後の限度額30万円。

合計、補正前の限度額50万円、補正後の限度額30万円。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更ありません。

116ページを御覧ください。

2 歳入

1款診療収入1項外来収入1目国民健康保険診療収入16万円の減。2目社会保険診療収入30万円。3目後期高齢者診療収入49万円の減。4目一部負担金63万円の減。5目その他の診療収入472万円。

2款使用料及び手数料2項手数料1目文書料3万2,000円の減。

3款繰入金1項1目一般会計繰入金593万7,000円の減。

5款1項諸収入1目雑入5万円。

6款1項村債1目診療債20万円の減。

7款国庫支出金1項国庫補助金1目診療費補助金32万1,000円の減。

次のページを御覧ください。

### 3 歳出

1款総務費1項施設管理費1目一般管理費270万円の減。

以上、御審議の上、御承認くださいますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。7番佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） 116ページの外来収入なんですが、増えている原因としてはその他の診療収入等で、前にも聞いたかと思うんですが、コロナのワクチンの接種ということでしょうか。あともう一つ、コロナで受診控えというのがかつてあったわけですが、それでなかなか、外来収入が上がることがいいことか悪いことかは分かりませんが、収入のほうが厳しかったわけですが、今回は外来収入ということで、その他の診療収入472万円で、一般会計からの繰入れの部分をしなくてもよくなるような形というか、減らしているわけですが、この辺の具体的な状況を教えてください。

○議長（海藤邦夫君） 診療所事務長。

○診療所事務長（小野秀司君） 1款5目のその他の診療収入につきましては、議員さんお見込みのとおり、新型コロナワクチン接種の費用ということで増額した内容になります。その増額したことによりまして、財源の増額分を一般会計のほうで減額ということで財源が余ったもんですから、その辺の一般会計のほうを減額して補正したという内容になります。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） ちょっと審議というか、この予算に関係ないといふんであれば答えなくて結構なんですが、5月8日以降、ワクチン接種となると、今まで無料だったのが有料になるとかという話も聞こえてくるんですけれども、その点はどうなんでしょうか。予算に関係ないといえばいいですが。

○議長（海藤邦夫君） 小野診療所事務長。

○診療所事務長（小野秀司君） 5月8日以降の接種につきましても、今までどおり公費で接種するという内容で進めています。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） そのほかありませんか。（「なし」の声あり） 質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり） 討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

追加日程第16 議第45号 専決処分の承認を求めるについて

令和4年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（海藤邦夫君） 追加日程第16、議第45号専決処分の承認を求めるについて 令和4年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第45号専決処分の承認を求めるについて 令和4年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第4号）。

この議案は、介護保険特別会計歳入歳出予算の総額から5,003万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億783万3,000円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、健康福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 長南健康福祉課長より議案の詳細説明を求めます。長南健康福祉課長。

○健康福祉課長（長南正寿君） 議第45号専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

令和4年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第4号）

令和5年5月1日提出

大蔵村長 加藤正美

補正予算書の122ページをお願いいたします。

専第9号

令和4年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第4号）

令和4年度大蔵村の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,003万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億783万3,000円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

令和5年3月31日

大蔵村長 加藤正美

128ページをお開きください。

2 岁入

1款保険料1項介護保険料1目第1号被保険者保険料98万3,000円の減。

2款使用料及び手数料1項手数料2目督促手数料3,000円。

3款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金680万円の減。

2項国庫補助金1目調整交付金298万5,000円の減。2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）74万6,000円の減。3目地域支援事業交付金（その他の地域支援事業）32万5,000円の減。5目保険者機能強化推進交付金1万4,000円。6目介護保険保険者努力支援交付金3万5,000円の減。

4款1項支払基金交付金1目介護給付費交付金1,206万1,000円の減。2目地域支援事業交付金56万8,000円の減。

5款県支出金1項県負担金、次のページをお願いいたします。1目介護給付費負担金1,200万8,000円の減。

2項県補助金1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）46万7,000円の減。2目地域支援事業交付金（その他の地域支援事業）16万4,000円の減。

7款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金1,031万1,000円の減。

2項基金繰入金1目介護保険介護給付基金繰入金250万円の減。

9款諸収入1項延滞金、加算金及び過料1目第1号被保険者延滞金1万3,000円。

2 項雑入 3 目介護予防プラン作成料10万7,000円の減。

次のページをお願いいたします。

### 3 歳出

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費10万9,000円の減。

2 項徴収費 1 目賦課徴収費 3 万7,000円の減。

3 項介護認定審査会費 2 目認定調査等費60万1,000円の減。

次のページをお願いいたします。

2 款保険給付費 1 項介護サービス等諸費 1 目居宅介護サービス給付費200万円の減。 2 目地域密着型介護サービス給付費1,000万円の減。 3 目施設介護サービス給付費3,300万円の減。

4 目居宅介護福祉用具購入費30万円の減。 5 目居宅介護住宅改修費10万円の減。 6 目居宅介護サービス計画給付費60万円の減。

2 項介護予防サービス等諸費 1 目介護予防サービス給付費80万円の減。 次のページをお願いいたします。 5 目介護予防サービス計画給付費20万円の減。

4 項高額介護サービス等費 1 目高額介護サービス費250万円の減。

5 項高額医療合算介護サービス等費 1 目高額医療合算介護サービス費40万円の減。

6 項特定入所者介護サービス等費 1 目特定入所者介護サービス費700万円の減。

次のページをお願いいたします。

3 款 1 項基金積立金 1 目給付基金積立金1,202万4,000円。

4 款地域支援事業費 1 項 1 目介護予防・日常生活支援サービス事業費141万円の減。 2 目介護予防ケアマネジメント事業費10万円の減。

2 項一般介護予防事業費、次のページをお願いいたします。 1 目一般介護予防事業費164万円の減。

3 項包括的支援事業・任意事業費 1 目包括的支援事業費16万2,000円の減。 2 目任意事業費23万9,000円の減。 3 目在宅医療・介護連携推進事業費27万8,000円の減。 4 目生活支援体制整備事業費26万1,000円の減。 5 目認知症総合支援事業費4,000円の減。 6 目地域ケア会議推進事業費21万2,000円の減。

次のページをお願いいたします。

6 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金 1 目第 1 号被保険者保険料還付金10万円の減。 2 目償還金1,000円の減。

以上、御審議の上、御承認くださるようお願い申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。7番佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） 全体なんですけれども、介護保険の予想に対して大分少なく終わったんじゃないかなと思うんですが、予想との間の開きというか、大分介護保険の利用が少なかったようにも見えるんですが、どのように分析しているでしょうか。

○議長（海藤邦夫君） 長南健康福祉課長。

○健康福祉課長（長南正寿君） 佐藤議員さんお見込みのとおり、コロナ禍にあってちょっと利用が控えられた。それと、それに伴って給付費のほうも少なくなったというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（海藤邦夫君） 7番佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） 今後もこのような傾向は続くと考えているでしょうか。

○議長（海藤邦夫君） 長南健康福祉課長。

○健康福祉課長（長南正寿君） なかなかすぐには戻りそうにないんですけども、やっぱり8日からコロナのほうが5類になって、その後、徐々に年度内ぐらいには若干の戻りはあるのかなというふうに分析はしております。

以上でございます。

○議長（海藤邦夫君） 7番佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） ここではなかなか言えないと思いますが、第9期に向けて、保険料との算定にどのぐらいの影響があるように見込んでいるでしょうか。まだ決算やっていませんけれども、今回は減ったということで、保険料との関係でどのように考えているでしょうか。

○議長（海藤邦夫君） 長南健康福祉課長。

○健康福祉課長（長南正寿君） 今年度中に次期6年度から3年間分の介護の計画を立てまして、策定委員にお諮りしながら、相談しながら進めてまいりたいというふうに思っております。ちょっと一概に金額については、この場では差し控えさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（海藤邦夫君） そのほかありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

追加日程第17 議第46号 専決処分の承認を求めるについて

令和4年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算

（第3号）

○議長（海藤邦夫君） 追加日程第17、議第46号専決処分の承認を求めるについて 令和4年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第46号専決処分の承認を求めるについて 令和4年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）。

この議案は、浄化槽整備事業特別会計歳入歳出予算の総額から150万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3,106万4,000円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 岁入歳出予算補正」に、地方債につきましては、「第2表 地方債補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 早坂地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。早坂地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） 議第46号専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

令和4年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）

令和5年5月1日提出

大蔵村長 加藤正美

補正予算書の146ページをお開きください。

専第10号

令和4年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）

令和4年度大蔵村の浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ150万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,106万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

令和5年3月31日

大蔵村長 加藤正美

149ページをお開きください。

第2表 地方債補正。変更になります。

起債の目的、公営企業会計適用債、補正前の限度額1,030万円、補正後の限度額860万円。

合計、補正前の限度額1,220万円、補正後の限度1,050万円。

起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

154ページをお開きください。

2 歳入

2款使用料及び手数料 1項使用料 1目浄化槽使用料27万4,000円減。

4款繰入金 1項 1目一般会計繰入金47万4,000円。

7款 1項村債 1目下水道事業債170万円の減。

次のページをお開きください。

3 歳出

1款 1項 1目浄化槽管理費150万円の減。

以上、御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。5番八鍬信一君。

○5番（八鍬信一君） この内容の数値について問うものではございません。関連で質問したいと思います。現在、赤松学区3集落ですけれども、浄化槽、そして合併浄化槽と2種類の下水道事業でやっております。ここに来て、水路、結局排水路ですね。それを生活用水として使っています。そんなところで、かなり臭いと汚れが出るんですよ。基準値ではBOD・CODは数値どおりになっているという証言も出ていますけれども、これは最近の異常気象による田ん

ぼへの給水、これは当然、自然流水、自然清流を使っていますので、川水ですよね。そして、集落の上流から取っています。それできれいな水を田んぼに供給するという形で、基盤整備によって成り立っています。

ところが、最近の異常気象による水路の破壊、取水口の損壊、いろんな問題がありまして、急遽、開口の用水路から水を入れることになりました。何回もね、田んぼに。せっかく良質な水でうまい米を作ると目指してやってきたこの基盤整備の趣旨が壊れつつあります。でもって、当初に返ると、当時たしか農業集落排水ということでスタートしました、我が地区は。ところが、それはちょっと時間がかかり過ぎるので、現状の浄化槽に切り替えたわけです。それは村の指導です。ということで、分かりましたら教えていただきたいんですけども、現状で、昔言った農業集落排水のような事業があるのかどうか。我々としてはやっぱり浄化槽施設をきちんとしたものを作つていただきて、そこに生活用水として使われている水を汚したくないと。いろんな今、地区でも話が出ていますので、この場で言つるのはちょっと分かりませんけれども、もし分かりましたらお答えできたらお願ひしたいと思います。よろしくです。

○議長（海藤邦夫君） 早坂地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） 私も詳しく存じ上げないんですが、今も農業集落用排水の事業はございます。

以上です。（「分かりました」の声あり）

○議長（海藤邦夫君） そのほかありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

追加日程第18 議第47号 専決処分の承認を求めるについて

令和4年度大蔵村後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第2号)

○議長（海藤邦夫君） 追加日程第18、議第47号専決処分の承認を求めるについて 令和4年度大蔵村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第47号専決処分の承認を求めるについて 令和4年度大蔵村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

この議案は、後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算の総額から111万1,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3,638万9,000円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 嶸入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 中島住民税務課長より議案の詳細説明を求めます。中島住民税務課長。

○住民税務課長（中島輝美君） 議第47号専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

令和4年度大蔵村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和5年5月1日提出

大蔵村長 加藤正美

補正予算書の160ページをお開きください。

専第11号

令和4年度大蔵村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和4年度大蔵村の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 嶸入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ111万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,638万9,000円とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶸入歳出予算補正」による。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

令和5年3月31日

大蔵村長 加藤正美

166ページを御覧ください。

## 2 歳入

1款1項後期高齢者医療保険料1目特別徴収保険料25万円の減。2目普通徴収保険料33万円の減。

3款繰入金1項一般会計繰入金1目事務費繰入金14万円の減。2目保健基盤安定繰入金54万円の減。

4款1項1目繰越金7万9,000円。

5款諸収入2項償還金及び還付加算金1目保険料還付金7万円。

次のページを御覧ください。

## 3 歳出

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費4万2,000円の減。

2項1目徴収費9万8,000円の減。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金93万円の減。

3款支出金1項償還金及び還付加算金1目保険料還付金4万1,000円の減。

以上、御審議の上、御承認くださいますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

## 追加日程第19 議第48号 専決処分の承認を求めるについて

令和5年度大蔵村一般会計補正予算（第1号）

○議長（海藤邦夫君） 追加日程第19、議第48号専決処分の承認を求めるについて 令和5年度大蔵村一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） ちょっと私から補足をさせていただきます。

これまで御審議をいただきました令和4年度の一般会計1議案、それから特別会計7議案、

合計8議案でありましたけれども、決算期を迎えているというふうなことでの減額とそれから増額の補正というふうなことで精算になります。そういうことですので、マイナスが非常に多いというふうなこと、そういったことを御理解いただければというふうに思っているところであります。よろしくお願ひを申し上げます。

それでは、議第48号専決処分の承認を求めるについて 令和5年度大蔵村一般会計補正予算(第1号)。

この議案は、一般会計歳入歳出予算の総額に870万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ38億9,870万円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 岁入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、各担当課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 各担当課長より議案の詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） [以下、各担当課長より議案の詳細説明]

それでは、議第48号でございます。専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

## 記

令和5年度大蔵村一般会計補正予算（第1号）

令和5年5月1日提出

大蔵村長 加藤正美

それでは、令和5年度の一般会計補正予算（第1号）の予算書2ページを御覧ください。

専第12号

令和5年度大蔵村一般会計補正予算（第1号）

令和5年度大蔵村の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ870万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億9,870万円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項

の規定により村長専決する。

令和5年4月3日

大蔵村長 加 藤 正 美

8ページをお開きください。

歳入になります。

14款国庫支出金 1項国庫負担金 2目衛生費国庫負担金773万8,000円。

2項国庫補助金 3目衛生費国庫補助金530万1,000円。

18款繰入金 1項基金繰入金 1目財政調整基金繰入金433万9,000円の減。

次のページをお開きください。

歳出でございます。

3款総務費 1項総務管理費 1目一般管理費35万円。

2項町税費 1目税務総務費216万1,000円。

4款衛生費 1項保健衛生費 1目保健衛生総務費657万2,000円の減。 4目予防費1,217万6,000円。

次のページをお開きください。

8款土木費 1項土木管理費 1目土木総務費28万5,000円。

2項道路橋りょう費 2目道路維持費30万円。

以上、御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

追加日程第20 議第49号 専決処分の承認を求めるについて

令和5年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第1号）

○議長（海藤邦夫君） 追加日程第20、議第49号専決処分の承認を求めるについて 令和5年度

大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第49号専決処分の承認を求めるについて 令和5年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第1号）。

この議案は、へき地診療所特別会計歳入歳出予算の総額に30万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,490万円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 嶸入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、診療所事務長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 小野診療所事務長より議案の詳細説明を求めます。小野診療所事務長。

○診療所事務長（小野秀司君） 議第49号専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

#### 記

令和5年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第1号）

令和5年5月1日提出

大蔵村長 加藤正美

令和5年度の補正予算書の16ページを御覧ください。

専第13号

令和5年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第1号）

令和5年度大蔵村のへき地診療所特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 嶸入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,490万円とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶸入歳出予算補正」による。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

令和5年4月3日

大蔵村長 加藤正美

22ページを御覧ください。

## 2 歳入

1 款診療収入 1 項外来収入 5 目その他の診療収入773万8,000円。

4 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金743万8,000円の減。

次のページを御覧ください。

## 3 歳出

1 款総務費 1 項施設管理費 1 目一般管理費30万円。

以上、御審議の上、御承認してくださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

追加日程第21 議第50号 ロータリー除雪車（2.2m級）の購入契約について

○議長（海藤邦夫君） 追加日程第21、議第50号ロータリー除雪車（2.2m級）の購入契約についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第50号ロータリー除雪車（2.2m級）の購入契約について。

この議案は、去る令和5年4月21日に入札を執行した結果、山形市大字十文字1128番地の1、昭和建機株式会社、代表取締役石川 清とロータリー除雪車（2.2m級）の購入に係る仮契約を行ったものでございます。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 田部井総務課長より議案の詳細説明を求めます。田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） 議第50号ロータリー除雪車（2.2m級）の購入契約について。

次のとおり、ロータリー除雪車（2.2m級）の購入契約をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 契約の目的 ロータリー除雪車（2.2m級）1台の購入

2 契約の方法 指名競争入札

3 契約金額 5,646万3,000円

4 契約の相手方 山形県山形市大字十文字1128番地1

昭和建機株式会社

代表取締役 石川 清

令和5年5月1日提出

大蔵村長 加藤正美

去る4月21日に3者による指名競争入札を実施した結果、税抜き5,133万円、税込み5,646万3,000円で落札のあった昭和建機株式会社と仮契約を行ったものです。

契約書については添付のとおりですので、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。7番佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） 納入期限が令和6年3月10日となっているんですが、もうちょっと早く、いろんな部品等の関係でなかなか厳しいんでしょうけれども、もっと早くはできないでしょうか。今年度なかなか使えないんではないでしょうか。

○議長（海藤邦夫君） 早坂地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） こちらの納期につきましては、議員おっしゃるとおり、ウクライナ情勢によりまして、今現在車両の納期が不透明な状態にあります。昨年も、小型ホイールローダーの入札を行ったところでございますが、降雪前の納期にいたしますと、どうしても納入できないというふうなことで、入札のほうも一回不調になっておりますので、今回3月までの納期とさせていただいております。

なお、3月までになるので、もう降雪期に入っておりますので、その際は今所有していますロータリー除雪車によりまして除雪を対応する予定としております。

○議長（海藤邦夫君） そのほかありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

追加日程第22 議第51号 除雪ドーザ（14t級）の購入契約について

○議長（海藤邦夫君） 追加日程第22、議第51号除雪ドーザ（14t級）の購入契約についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第51号除雪ドーザ（14t級）の購入契約について。

この議案は、去る令和5年4月21日に入札を執行した結果、新庄市金沢字前野2000番地、コマツ山形株式会社新庄支店、支店長佐々木周一と除雪ドーザ（14t級）の購入に係る仮契約を行ったものでございます。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 田部井総務課長より議案の詳細説明を求めます。田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） それでは、議第51号になります。除雪ドーザ（14t級）の購入契約について。

次のとおり、除雪ドーザ（14t級）の購入契約をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

#### 記

1 契約の目的 除雪ドーザ（14t級）1台の購入

2 契約の方法 指名競争入札

3 契約金額 2,365万円

4 契約の相手方 山形県新庄市金沢字前野2000

コマツ山形株式会社新庄支店

支店長 佐々木周一

令和5年5月1日提出

大蔵村長 加藤正美

去る4月21日に2者による指名競争入札を実施した結果、税抜き2,150万円、税込み2,365万円で落札のあったコマツ山形株式会社新庄支店と仮契約を行ったものでございます。

契約書については添付のとおりですので、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し

上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。4番佐藤 勝君。

○4番（佐藤 勝君） 契約そのものにどうのこうの言いませんけれども、全部で7千万円ぐらいの買物になるんですけども、このように紙のページ1枚だけ、今トラクター買うときだって、仕様、何馬力とか、ツメが何ばついているとかと仕様が全部ついています。これはただこの1枚で契約しましたからと、反対するわけではないんですけども、できればそういう仕様というのも取り付けてもいいんではないですか。前にもそう一回言ったことあるんですけども、この紙1枚だけです。我々だってある程度興味があるので、このロータリーだったらこれだなとか、何馬力あるとか知っておいてもいいんではないかと思います。これはお願ひです。

○議長（海藤邦夫君） 副村長。

○副村長（安彦加一君） 議会に提案するのはこれだけでいいことになっているんです、実際は。それで、そういうことであれば、参考資料として今後考えさせていただきたいというふうに思います。議会の提案については、契約の目的と、契約の方法はあってもなくてもいいことになっているんですが、一応契約の方法と、契約金額と契約の相手方、この3点セット、もしくは4点セットを提示するということになってございますので、そういったことで提示させていただいておりますが、そういったことで御要望をいただきましたので、今後参考資料として提示したいと、提示を行うように検討してまいりたいというふうに考えてございます。御理解をいただければと思います。（「分かりました」の声あり）

○議長（海藤邦夫君） そのほかありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

追加日程第23 議第52号 令和5年度大蔵村一般会計補正予算（第2号）

○議長（海藤邦夫君） 追加日程第23、議第52号令和5年度大蔵村一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第52号令和5年度大蔵村一般会計補正予算（第2号）。

この議案は、一般会計歳入歳出予算の総額に9,630万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ39億9,500万円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 岁入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、各担当課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 各担当課長より議案の詳細説明を求めます。田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） [以下、各担当課長より議案の詳細説明]

それでは、大蔵村一般会計補正予算書の2ページをお開きください。

議第52号

令和5年度大蔵村一般会計補正予算（第2号）

令和5年度大蔵村の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,630万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億9,500万円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

令和5年5月1日提出

大蔵村長 加藤正美

8ページをお開きください。

歳入でございます。

14款国庫支出金 2項国庫補助金 1目総務費国庫補助金8,245万3,000円。2目民生費国庫補助金205万2,000円。

18款繰入金 1項基金繰入金 1目財政調整基金繰入金1,179万5,000円。

次のページをお開きください。

歳出でございます。

2款総務費 1項総務管理費 6目企画費10万円。13目府舎建設費154万1,000円。14目デジタル推進費8,301万4,000円。

3款民生費 1項社会福祉費 1目社会福祉総務費886万5,000円。

次のページをお開きください。

2項児童福祉費 1目児童福祉総務費205万2,000円。 2目児童福祉施設費 5万5,000円。

9款1項消防費 4目危機管理費13万9,000円。

10款教育費 2項小学校費 1目学校管理費27万2,000円。

3項中学校費 1目学校管理費26万2,000円。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。6番加藤忠己君。

○6番（加藤忠己君） 11ページのデジタルシステム、補助金を受けてのことでしょうけれども、これは具体的にはどういうことをやろうとしているんですか。

○議長（海藤邦夫君） デジタル推進室長。

○デジタル推進室長（佐藤克也君） 主に大きく2つの事業を考えております。詳細までお話しするとちょっと長くなりますが、一つは、今各世帯にお配りしておりますタブレットが若干使いにくいということがありますので、それを直感的にいろんな役場からの情報が見られるようなシステムに変更するという点であります。あと、もう一点ですけれども、仮称になりますが、大蔵村ポイントみたいなものをつくりまして、それを例えればなんですけれども、健康事業に参加した場合にそれにポイントを付加するとか、行政のほうが行ういろんな行事に参加したときに付加するポイントだったり、もしくは今皆さんのほうにお配りしております地域振興券などもデジタルに変えて、今後していく予定です。あわせて、その地域ポイントは村内を今走っておりますバスのほうにも活用していきたいなと考えております。詳細につきましては、今これからこの議会を通した後に、当然業者のほうを選定するわけなんですけれども、その概要が決まった段階でまた議員さんの方にも改めて説明したいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 7番佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） 11ページなんですが、時間がないところですが、民生費の社会福祉総務費の中の18節、電力・ガス・食料品等云々というこの870万円ですが、この対象はどうなるんでしょうか。

○議長（海藤邦夫君） 長南健康福祉課長。

○健康福祉課長（長南正寿君） 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急重点支援給付金870万円、こちらでよろしいんでしょうか。（「はい、そうです」の声あり）1世帯当たり3万円ということで、主に住民税非課税世帯、昨年度も行いましたけれども、こちらが対象となります。お

おむね290世帯を見込んでおりまして、1世帯当たりの単価が3万円となります。

以上でございます。

○議長（海藤邦夫君） いいですか。（「いいです」の声あり）

そのほかありませんか。8番齊藤光雄君。

○8番（齊藤光雄君） 11ページの委託料の150万円なんですか。物件調査の委託料の内容についてお聞きしたいと思います。どのような対応かお伝えください。

○議長（海藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） それにつきましては、庁舎建設をするため、ある物件について家屋の移転のための調査費となります。

以上でございます。

○議長（海藤邦夫君） 8番齊藤光雄君。

○8番（齊藤光雄君） 家屋何件分ですか。

○議長（海藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） 1件でございます。

○議長（海藤邦夫君） 齊藤光雄君。

○8番（齊藤光雄君） 分かりました。

○議長（海藤邦夫君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、ここで追加日程があります。

資料配付のため、暫時休憩いたします。

午前11時59分 休憩

---

午後 0時00分 再開

○議長（海藤邦夫君） 会議を再開します。

日程の追加についてお諮りいたします。

ただいま、加藤村長から議第53号と、各常任委員会、議会運営委員会の委員長より閉会中の継続調査の申し出がありました。これを追加2、日程第1から第5として、本日の日程に追加したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程に追加することに決定いたしました。

ここで休憩いたします。再開は13時といたします。

午前0時01分 休憩

---

午後1時00分 再開

○議長（海藤邦夫君） 休憩を解き、引き続き会議を続けます。

---

追加2 日程第1 議第53号 監査委員の選任に同意を求めるについて

○議長（海藤邦夫君） 追加2、日程第1、議第53号監査委員の選任に同意を求めるについてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により伊藤貴之君には除斥として、議場から退場を求めます。

〔2番 伊藤貴之君 退場〕

○議長（海藤邦夫君） 提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第53号監査委員の選任に同意を求めるについて。

この議案は、監査委員でありました佐藤雅之氏が令和5年4月30日をもって任期満了となりましたので、大蔵村大字合海18番地、伊藤貴之氏を選任したいので、地方自治法196条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

〔2番 伊藤貴之君 入場〕

○議長（海藤邦夫君） ただいま監査委員に選任されました伊藤貴之君が議場におられますので、自席にて御挨拶をお願いします。伊藤貴之君。

○2番（伊藤貴之君） 監査委員として一日も早く仕事を全うできるように頑張りますので、よろしくお願いします。

---

## 追加2 日程第2 総務文教常任委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（海藤邦夫君） 追加2、日程第2、総務文教常任委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

総務文教常任委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査申出があります。総務文教常任委員長より申出書の説明を求めます。7番佐藤雅之君。

○総務文教常任委員長（佐藤雅之君） 閉会中の継続調査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

### 記

#### 1. 調査事項

委員会条例第2条の所管のうち、特に調査を必要とするもの。

#### 2. 具体的事項（目的）

- (1)財政、政策推進、消防防災に関する事務調査
- (2)税務に関する事務調査
- (3)住民福祉、健康衛生に関する事務調査
- (4)教育行政に関する事務調査

#### 3. 調査方法

閉会中委員会を開催し、慎重に調査活動を展開し、必要に応じて他市町村の状況を視察研修する。

#### 4. 調査期間

令和5年5月1日から令和9年4月30日まで

以上、よろしくお願いします。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がな

いようですから、質疑を終結します。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査と決定し、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり、所管事務は閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

## 追加2　日程第3　産業建設常任委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（海藤邦夫君） 追加2、日程第3、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

産業建設常任委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査申出があります。

産業建設常任委員長より申出書の説明を求めます。4番佐藤 勝君。

○産業建設常任委員長（佐藤 勝君） 閉会中の継続調査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

### 記

#### 1. 調査事項

委員会条例第2条の所管のうち、特に調査を必要とするもの。

#### 2. 具体的事項（目的）

(1)産業振興に関する事務調査

(2)地域整備に関する事務調査

(3)農業委員会に関する事務調査

#### 3. 調査方法

閉会中委員会を開催し、慎重に調査活動を展開し、必要に応じて他市町村の状況を視察研修する。

#### 4. 調査期間

令和5年5月1日から令和9年4月30日まで

これは以前はもっと細かく期間を短くして申出していたんですけども、そうすると調査にあまりいい影響がないんです。途中で切らなければならぬので、それで長くしたほうがいいんではないかということで任期いっぱいに申出しました。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。  
お諮りいたします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査と決定し、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、委員長から申出のとおり、所管事務は閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

## 追加2　日程第4　議会広報常任委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（海藤邦夫君） 追加2、日程第4、議会広報常任委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

議会広報常任委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査申出があります。  
議会広報常任委員長より申出書の説明を求めます。早坂民奈君。

○議会広報常任委員長（早坂民奈君）　閉会中の継続調査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

### 記

#### 1. 調査事項

委員会条例第2条の所管のうち、特に調査を必要とするもの。

#### 2. 具体的事項（目的）

- (1)議会広報の調査について
- (2)議会広報の取材、資料収集について
- (3)議会広報の編集、校正について
- (4)議会広報の発行について

#### 3. 調査方法

閉会中委員会を開催し、慎重に調査活動を展開し、必要に応じて他市町村の状況を観察研修する。

#### 4. 調査期間

令和5年5月1日から令和9年4月30日まで

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がな

いようですから、質疑を終結します。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査と決定し、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、委員長から申出のとおり、所管事務は閉会中の継続調査と決定することにいたしました。

---

## 追加2　日程第5　議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（海藤邦夫君） 追加2、日程第5、議会運営委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査申出があります。

議会運営委員長より申出書の説明を求めます。5番八鍬信一君。

○議会運営委員長（八鍬信一君） 継続調査申出をいたします。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中もなお継続調査を要とするものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

### 記

#### 1. 調査事項

委員会条例第2条の所管のうち、特に調査を必要とするもの。

#### 2. 具体的事項（目的）

(1)議会運営に関するこ

(2)議会の会議規則、委員会条例等に関するこ

(3)議長の諮問に関するこ

#### 3. 調査方法

閉会中委員会を開催し、慎重に調査活動を展開し、必要に応じて他市町村の状況を視察研修する。

#### 4. 調査期間

令和5年5月1日から令和9年4月30日まで

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

お諮りいたします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査と決定し、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、委員長から申出のとおり、所管事務は閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって、令和5年第3回大蔵村議会臨時会を閉会いたします。

御審議、誠に御苦労さまでございました。

午後1時16分 閉会

---

上記、会議録は事務局長の記載したものであるが、その内容について正確なることを証するため署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員